

学校経営のポイント

“有害図書”規制と“優良図書”奨励

若井 彌一

スポーツの夏から読書の秋へ、と一気に児童・生徒の心や学校の教育活動が移行するわけではないが、今回は図書に関連する話題を取り上げてみる。

大阪府で“有害図書”包装の義務化

新聞報道によれば、大阪府では「性的感情を刺激するなどして『有害図書類』に該当する書籍や雑誌」を、青少年が立ち読みできないように、ビニールで包装するなどして陳列するように、書店・コンビニストアなどに義務づける方針を固めたという(10月5日『朝日新聞』夕刊による)。

といっても、来年度に、大阪府青少年健全育成条例の一部改正を行うという見込み話であるが。

東京都では、すでに本年7月から同趣旨の立ち読み規制を実施(条例の施行)しているというから、東西の大きな2公共団体で実施ということになる。

このような話題を取り上げたのは、じつは、この種の規制をすることに必要な「有害図書類」の範囲の特定には非常な困難があることを教育関係者にも理解していただく必要を感じることと、その困難をあえて承知のうえで網掛け規制をやってみても、それだけで十分な効果はおそらく上がらないと予想され、教育関係者には、日常的な取組みの充実が期待されることを訴えたいためである。

たとえば、東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和39年8月1日公布、都条例第181号)では、「不健全な図書類等の指定」という条文見出しをつけた第8条で、その内容が「青少年に対し、著しく性的感情を刺激し、甚だしく残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発」し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められる図書類または映画等、その「構造又は機能が青少年の

健全な成長を阻害するおそれがあると認められる」がん具類について指定する権限を都知事に与えている(第1項)。

しかし、このように一応の規制枠を設定してみても、具体的にどのような図書類やがん具類が、この有害図書類等に該当することになるのかということ、判別作業は困難をきわめる。

要するに、画一的な基準では判別にも限界があるのである。困難の原因は、これらの図書を読んだ人々の反応はじつに多様だ、ということにある。多様だということ(事実)は、善悪判断の対象ではない。

“優良図書”の奨励に努める

ある人は、「有害図書類」を読んで成長を阻害され、ある人は阻害されないという事実に着目するならば、学校教育での取組みの重点は、「有害図書類」を他の非指定図書と峻別し、それら有害図書類等を読まないように外的規制や管理を強化することに執念を燃やすのではなく、むしろ、各学校で「優良図書」とか「推薦図書」を例示して、それらの図書類を児童・生徒がすすんで読むようになる指導の実現に力を注ぐことが肝要であろう。

外的規制を一切加えなくてもよい、とはもちろん言い切れないが、外的規制の強化による読書の誘導にはおのずと効果に限界がある。各学校の日常的な読書指導取組みの充実をはかり、児童・生徒がその健全な成長に資する読書に熱中できるように努めたい。

(わかい・やいち=上越教育大学教授)

最新資料の全文収録と論点演習！
教職研修 '04 情報版
B5判 270頁・定価 2625円

●新刊案内●

最新刊 好評発売中！

教育開発研究所刊

文科省が学習障害等へのガイドラインを公表！ 上野一彦【編集】A5判 224頁・定価 2310円

小・中学校における LD、ADHD、高機能自閉症の子どもへの教育支援

研修誌・図書の小社への直接注文は、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)